

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会法人後見運営委員会設置要項

(目的)

第1条 一般社団法人福智町社会福祉連携協議会（以下「本会」という。）の適切な運営、公正中立の確保並びに円滑な運営を図るため、本会に運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 前条の目的を達成するため、運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法人後見の受任および辞任の申立てに関する審査
- (2) 本会の後見業務に対する監督、指導、助言
- (3) 成年被後見人等からの苦情申立に対する調査、調整および審査
- (4) 類型移行申立申請の承認
- (5) その他本会および運営委員会が必要と認める事項

(委員の構成)

第3条 運営委員会は、7名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政関係者（経験者含む）
- (6) その他本会会長が適任であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し運営委員会を代表するものとするとともに運営委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、本会会長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の過半数をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって、委員会に付議される事項について意思表示をした者は、出席とみなす。
- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 運営委員会は必要に応じ、特定の業務を委員に委託することができる。ただし、その業務を受けた委員は、業務内容について運営委員会に報告しなければならない。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、本会に置く。

(情報開示)

第8条 個人情報の観点から運営委員会に関わる資料は、非公開とする。なお、法令等に基づく開示義務がある他は、運営委員会が開示するかを決める。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職務を退いたあとも同様とする。

(その他)

第10条 この要綱にさだめるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和5年10月1日より施行する。

【運営委員】

NO	選出区分	氏名
1	学識経験者	芦馬 謙二
2	法律関係者	土肥 良夫
3	医療関係者	日高 道雄
4	福祉関係者	青柳 英則
5	行政関係者	立花 寿子

